

## 【補論】 中国の植物新品種保護制度の動向

河原昌一郎

### 1 はじめに

中国では、GMOをはじめとする各種の育種技術を利用した新品種の開発が積極的に進められていることを背景にして、新品種の権利を保護するための植物新品種保護制度の整備・普及が我が国の協力も得て進められた。

中国で、植物新品種に関する権利が具体的にどのように保護されるのかということに関しては、我が国で開発された品種がすでに中国国内で相当量流通しているという実態もあり、我が国種苗業関係者の従来からの関心事であった。

そこで、本稿では、中国の植物新品種保護制度の概要、出願登録状況とともに、植物新品種に関する権利の救済制度の状況を紹介することとしたい。

### 2 中国の植物新品種保護制度の概要

#### (1) 経緯

中国では、UPOV1978年条約や各国の新品種保護法令の規定等を参考にして、植物新品種の保護に関する法制度整備の検討が進められ、1997年に「植物新品種保護条例」（以下「新品種保護条例」という。）が制定された。新品種保護条例は、UPOV1978年条約の定める植物新品種保護の要件を満たしたものであり、現在も新品種保護条例が中国における植物新品種保護の基本法令となっている。

この後、中国は、UPOVへの加盟手続きを進め、1999年にUPOV加盟国（1978年条約への加盟国）となった。

UPOVは植物新品種に関する権利の強化を図るため、1978年条約を改正して1991年条約を締結しており、我が国や欧米主要国は1991年条約に加入しているが、中国が1991年条約ではなく1978年条約に加盟したのは、中国の品種当局者の説明によれば、1991年条約では権利範囲の拡大によって権利侵害の態様も複雑となり的確な対応ができないことが懸念されることや、自家採種に関する農民の権利についての議論が十分にできていないためであるという。

2000年には、種子行政の基本法となる「種子法」が制定され、同法第12条で「国家は植物新品種保護制度を実施する。」との規定が置かれ、植物新品種保護制度の法律上の根拠が明確化された。

また、2001年には「植物新品種再審査委員会審理規定」(農業部令第45号)が定められ、登録申請が拒絶された場合の再審査に関する手続き、審査体制等の整備が図られている。

## (2) 内容

中国の植物品種保護制度の内容は、上述のとおり、UPOV1978条約に即したものである。

保護の要件については、新品種保護条例第14条から第17条までの各条において、新規性、区別性、均一性、安定性に関する規定がそれぞれなされている。

保護の期間は15年、永年性植物は20年(新品種保護条例第34条)である。

権利の内容は、当該品種の種苗(ハイブリッド品種生産のため反復利用する繁殖材料を含む。以下同じ。)に関する商業目的の生産販売に関する排他的独占権(新品種保護条例第6条)である。植物新品種に関する権利は、譲渡性を有するが、中国の法人または個人が中国国内で育成された品種を外国人に譲渡するには、審査機関(農業部または国家林業局)の承認が必要である(新品種保護条例第3条、第9条)。なお、農家の自家採種は権利の範囲から除外される(新品種保護条例第10条)。

登録申請に要する経費は、出願料が1800元、審査費が4600元、栽培試験の費用は実費、登録料は初年から3年目までが1500元でその後3年ごとに30%の増額とされている(1999年3月12日国家計画委、財政部「植物新品種保護権申請費、審査費、年費標準の関係問題に関する通知」)。

## (3) 品種当局

中国の植物品種保護制度の担当部局(以下「品種当局」という。)は、永年性植物以外の植物は原則として農業部、永年性植物は国家林業局である。

農業部には新品種保護に関する具体的な行政事務を行う部署として「植物新品種保護弁公室」が設置されている。また、再審査を行うための「植物新品種再審査委員会」、登録品種種子等の貯蔵を行う「植物新品種繁殖材料保蔵センター」のほか、栽培試験の実施機関として「植物新品種テストセンター」および14の「支部センター」が設置され、植物新品種保護の審査、運営体制の整備が進められている。

国家林業局においても、再審査のための委員会は設置されていない等の相違はあるが、農業部と同様に「植物新品種保護弁公室」が設置されるなど、体制整備に向けた取組が進められている。

## 3 植物新品種の出願登録状況

中国における植物新品種の出願登録状況は、第1表に掲げるとおりである。同表は、中国のUPOU加入後の過去6年の出願登録件数の推移を見たものである。

2000年に100件余りであった出願件数は毎年大きく増加し、2005年には国内、外国からの出願の合計で1000件を超えた。この出願件数は、EU、日本、アメリカに次いで世界第4位のものである。こうした短期間での急速な出願件数の増加は、世界的にほとんど例を見ないものであり、中国では、育種活動の活発化とともに、植物新品種保護制度に関する普及が積極的に進められている様子をうかがわせるものとなっている。

第1表 中国における植物品種出願件数等の推移

	出願件数			登録件数		
	国内	外国	計	国内	外国	計
2000年	118	5	123	57	5	62
2001年	229	8	237	56	0	56
2002年	299	8	307	128	0	128
2003年	579	37	616	241	0	241
2004年	733	37	770	87	4	91
2005年	914	109	1023	212	24	236

資料：UPOV PLANT VARIETY PROTECTION STATISTICS 2000-2004、2001-2005

ただし、中国への外国からの出願はこれまでのところ少数にとどまっている。我が国では出願件数の約3割が外国からの出願であり、外国からの出願が国内とほぼ同数またはそれを上回る国も少なくない中で、中国への外国からの出願比率は際立って小さい。その原因として、中国がUPOVに加入してまだ日が浅く、中国の植物品種保護制度が各国の育種家の十分な信認を得るに至っていないこと、各国で外国出願の多い花卉について中国の市場状況が不明確なこと等が考えられる。

植物種類別に出願登録状況を見ると、第2表のとおり、食糧等の主要作物が最も大きな比率を占めている。水稲およびトウモロコシはそれぞれ出願件数の約3分の1を占めており、小麦も他の植物種類に比較すると出願件数は多い。中国では食糧の在来品種が多く、育種が活発に行われている状況を示すものとなっている。同表には掲げなかったが、大豆（出願111件）、綿花（出願99件）がこれに次いで多くなっている。

第2表 植物種類別出願登録状況

単位：件

種類	主要作物			野菜	花卉	果樹	牧草	計	
	水稲	トウモロコシ	小麦						
出願	3140	1080	1374	330	153	87	87	3	3470
登録	744	224	364	96	34	13	19	0	810

注：1.2006年8月31日時点での累計。

2.国家林業局所管の林木等は含まれていない。

資料：インターネット「植物新品種保護情報網」（農業部植物品種保護弁公室）

これに比して、野菜、花卉等の出願件数は比較的少なく、我が国とは異なる状況となっている。キノコについてはこれまで出願がない（同表には国家林業局所管のものは含まれていないが、キノコは農業部の所管である。）。

また、第3表は、出願者別の出願登録状況を見たものである。

第3表 出願者別出願登録状況

出願者	科学研究 組織	教育・大学 組織	企業	個人	外国	計
出願	1769	261	1152	164	124	3470
登録	469	81	228	24	8	810

注：1.2006年8月31日時点での累計。

2.「外国」には、外国の企業、個人、科学研究組織、教育・大学組織が含まれる。

3.国家林業局所管の林木等は含まれていない。

資料：インターネット「植物新品種保護情報網」（農業部植物品種保護弁公室）

同表の科学研究組織とは、たとえば農業科学院等の中央および地方政府の研究機関のことである。この科学研究組織が、政府機関としての強みを活かした豊富な人材と研究資金を背景として、出願件数の約半分を占めている。次に登録件数の多い企業も、実態としては、科学研究組織が設立し、科学研究組織の一機関としての性格を有する会社が少なくない（たとえば、ある地方政府農業科学研究所が、開発した技術の普及等のために設立していた科学技術開発会社に新品種登録の出願をさせる等。）。これに教育・大学組織の出願を加えると、中国の新品種出願のほとんどは公的組織からのものであるということになる。一方で、個人または外国からの出願は限られたものである。

このように中国の育種は、公的機関を中心として進められているのが現状であり、出願品種に水稲、トウモロコシ等の食糧が多くなっているのも、こうした育種主体の現状を反映したものである。

## 4 権利救済制度

### (1) 救済制度の内容

新品種保護条例では、植物新品種に関する権利の侵害について、2つの態様が規定されている。

1つは品種権者の許諾を得ずに無断で登録品種の種苗を商業目的に生産または販売した

場合（以下、この種の侵害を「品種権侵害」という。）である（新品種保護条例第 39 条）。登録品種の種苗の商業目的の生産または販売について品種権者が有する排他的権利に対する本来的な侵害行為である。

もう 1 つは、別の品種に登録品種の名称を付し、当該登録品種と偽って販売する場合（以下、この種の侵害を「品種名盗用」という。）である（新品種保護条例第 40 条）。品種の識別が種苗では判別しにくい等の事情に乗じたものである。品種名盗用は、品種権者が有する排他的権利そのものに対する侵害ではないが、品種権者にとっては、当該品種の評価の低下、市場の縮小等の被害を受けることとなる。

品種権者は、品種権侵害または品種名盗用があった場合には、ともに行政救済または司法救済を求めることができるが、そのあり方は品種権侵害または品種名盗用とで少し異なっている。

品種権侵害があったときは、品種権者または利害関係人が省級以上の人民政府（農業、林業行政部門）に処理を請求することができ、または人民法院に直接訴訟を提起することができる。省級以上人民政府の処理行為の発動が、品種権者または利害関係人の請求を要件としていることに留意しておきたい。

省級以上人民政府は、品種権侵害に対する処理として、侵害行為の停止の命令、違法所得の没収、違法所得の 5 倍以下の罰金を科すことができる（新品種保護条例第 39 条）。

なお、品種権侵害時の省級以上人民政府に対する請求および処理行為の手続きについては、「農業植物新品種権侵害案件処理規定」（農業部令第 24 号 2002 年 12 月 30 日公布、2003 年 2 月 1 日施行）が制定されている。

一方、品種名盗用があったときは、県級以上人民政府（農業、林業行政部門）が職権で盗用行為の禁止、違法所得および種苗の没収、違法所得の 5 倍以下の罰金を科すことができ、情状が重く犯罪を構成するものは刑事責任を追及するものとされている（新品種保護条例第 40 条）。品種権侵害とは異なり、品種権者または利害関係人の請求は要件とされない。

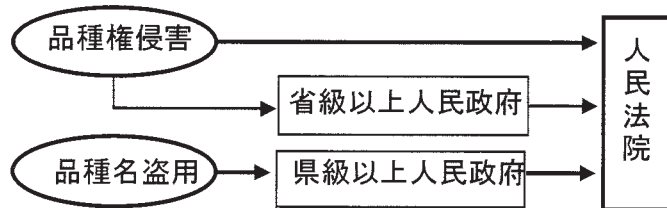
また、第 1 図に示すとおり、品種権侵害の場合には品種権者および利害関係人は直接人民法院に訴えることが可能であったが、品種名盗用の場合には県級以上人民政府の処理を待った後で、当該処理に不服があった場合に人民法院に訴えることができるものとされている。

品種権侵害または品種名盗用があったときの県級以上または省級以上人民政府の処理行為は、刑事的要素を有しているようであるが、最高人民法院「植物新品種紛争案件の審理の若干の問題に関する解釈」（2001 年 2 月 5 日公布、同年 2 月 14 日施行。以下「最高法院解釈」という。）では、植物新品種に関する紛争の案件は民事訴訟または行政訴訟の手続きに基づき審理がなされることとされており、行政行為の一種として理解されている。

なお、品種権侵害または品種名盗用のいずれの場合でも、品種権者または利害関係人からの侵害者または盗用者に対する損害賠償請求については新品種保護条例には規定がない。ただし、品種権侵害については、最高法院解釈において植物新品種紛争案件として審理す



るものの中に品種権侵害に関する事件が掲げられており（最高法院解釈第 1 条第 9 号）、損害賠償請求と行政上の処理行為の請求を同時に行うことが可能となっている。品種名盗用についてはこうした扱いとなっておらず、行政上の処理行為は損害賠償請求とは切り離して審理がなされているようである（たとえば鄭州市金水区人民法院 2001 年「“豫玉 22 号” 名称盗用事件」（インターネット「植物品種保護情報網」））。



第1図 中国の品種権救済制度  
資料:筆者作成

## （2）救済制度の運用

植物新品種に関する権利の侵害について、我が国では裁判所への訴えの提起は少ないが、中国では各級人民政府および人民法院に対する救済措置の要請または訴えの提起は少なくない。中国農業部品種当局者の話によれば、2004 年の品種権侵害件数は 99 件、品種名盗用件数は 100 件であったという。品種名盗用は県級以上人民政府による処理であるが、品種権侵害については、実際にはそのほとんどが人民法院で直接審理される。なお、登録品種の種苗については、農業科学院に設置されている「植物新品種繁殖材料保蔵センター」に保存されているので、侵害事件の際に必要なに応じて種子をとりだしてチェックすることが可能であるという。

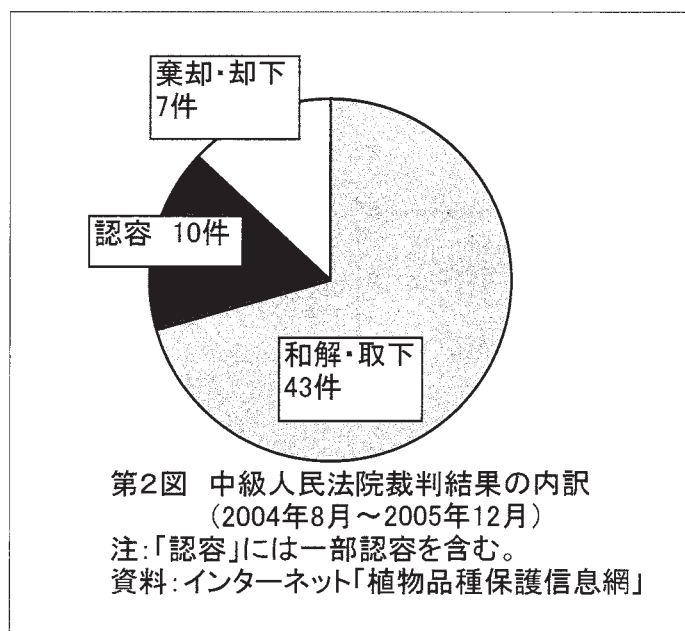
第 2 図はインターネット「植物品種保護情報網」に公表されている 2004 年 8 月から 2005 年 12 月までの間の 60 件の品種権侵害事件に対する中級人民法院の裁判結果の内訳を見たものである。品種権侵害事件では、基層人民法院（県級に設置）ではなく、中級人民法院（地区級に設置）が第 1 審裁判所となる（最高法院解釈第 3 条）。

裁判結果のうち最も多いのが和解・取下げであり、全体の 3 分の 2 以上を占め、裁判所が当事者間での話し合いに解決を積極的に進めている様子が見える。

ただし、原告（品種権者等）の請求が認容された事例も少なくなく、一部認容を含めて、10 件の事例に認容判決が出されている。これらの認容案件を見ると、被告の反論の方法にもよるものと考えられるが、証拠調べにおいては品種の同一性が特に問題とされるようなことはなく、基本的に書証による審理が行われているようである。認容案件では、被告に対する違反行為の差止めとともに、認定された損害額の賠償が命じられるのが一般である（たとえば「山東省済南市中級人民法院・（2005）濟民三初字第 73 号」（インターネット

「植物品種保護情報網」)。

また、棄却・却下は比較的少なく、7件にとどまっている。



## 5 おわりに

以上、中国の植物品種保護制度について、現行制度はUPOV1978年条約に基づいたものであること、中国での品種登録出願件数は最近急速に増加しているがその多くは政府研究機関等の公的組織からのものであること、救済制度については比較的活発に利用が行われるようになってきていること等の事情を明らかにしてきた。

最初に述べたように、中国で植物新品種に関する権利が具体的にどのように保護されるのかということは、我が国種苗業関係者の重要な関心事であり、その観点からは、権利救済制度の運用基準等が今後より明確化されることが望まれよう。

各級人民政府または人民法院における処理事件件数が多いということは、訴訟手続き等が積極的に利用されているということがある反面、それだけ侵害事件が多発しているということでもある。

また、裁判制度が多くの点で日本と異なっているということにも十分な留意が必要である。中国では、日本のように、判例の拘束力は認められない。したがって、判例の拘束力がある日本では、判例の蓄積によって、類似事件での判決の結果をある程度予測することが可能となるが、中国ではそうしたことはあまり参考にはならないこととなる。

ただし、中国においても、判例の拘束力はなくとも、判例には一定の影響力があり得ることはもちろんであり、特殊な事情がなければ、類似案件については同様の判決が下され

るのが普通であろう。

中国での知的所有権の保護は我が国にとっても重大な問題であり、そのごく小さな一部分ではあるが、植物新品種に関する権利保護の状況についても、その動向を今後とも注視していく必要があるものと考えている。